

門川町立門川中学校いじめ防止基本方針（概要）

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策推進法第2条〕

いじめ防止等に関する基本的考え方

- 生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、いじめ防止の取組を行います。
- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかりと守ります。
- いじめはどの子でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。

－学校の取組－

【いじめの未然防止に関する取組】

- ・ あいさつ運動・ボランティア活動の実施
- ・ 情報モラル教育の実施
- ・ 人権について考える道徳教育の充実

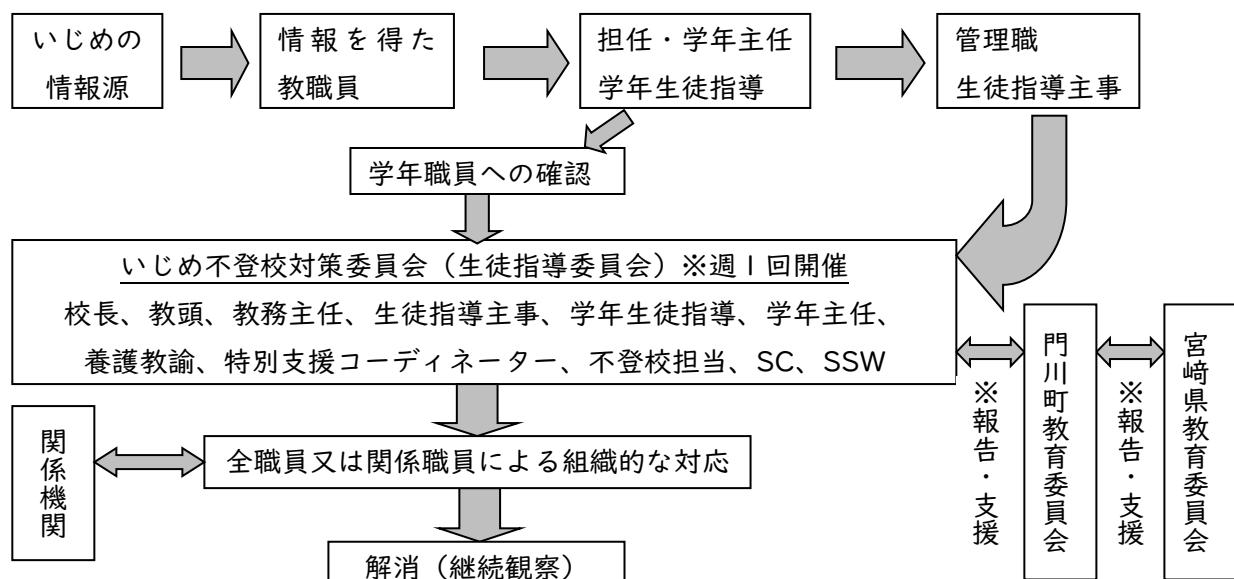
【いじめの早期発見に関する取組】

- ・ 学期1回(年3回)の教育相談週間の設定
- ・ 毎月の学校生活アンケートの実施
- ・ SC、SSWの活用

【いじめへの対処と再発防止】

- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全を最優先とした措置をとる。
- 速やかにいじめ不登校対策委員会(生徒指導委員会)を開き、調査の方針について決定する。
- いじめが早期に解決するよう、組織的かつ継続的に対応する。
- 専門的な支援などが必要な場合は、門川町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決したと判断したいじめが再発しないよう、継続的な経過観察を続ける。

門川中学校における「いじめの認知」から「いじめの解消の判断」までの流れ



【門川中学校「いじめ・体罰等相談窓口】

- ☆ 連絡先：門川町立門川中学校 TEL 0982-63-1037
- ☆ 窓口：教頭、生徒指導主事、養護教諭、PTA会長